

環境に配慮した事業活動の 促進方策の在り方について（骨子案）

1. 検討の背景

今日の環境問題は、地球温暖化、廃棄物・リサイクル問題、有害化学物質問題等に見られるように、様々な形で環境の負荷受容能力が失われていく中で、私たち一人一人の日常生活や通常の事業活動から生じる環境負荷があまりにも大きくなっていることに起因。

この解決のためには、環境への負荷の少ない持続可能な経済社会システムを構築すること、すなわち、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境が良くなっていくような関係（環境と経済の好循環）を築いていくことが重要。この点に関しては、小泉総理大臣から環境大臣に対し、「環境保護と経済成長を両立させる」という基本方針に沿って積極的に取り組むように」との指示がなされているところ。

環境と経済の好循環を実現する上では、事業者の自主的積極的な環境配慮の取組は極めて重要。経済活動の枢要な部分を占める事業活動に起因する環境負荷は大きく、グローバル化によって企業の活動領域が広がる中、事業活動が環境に与える影響も地球規模で拡大。一方、事業者は、環境保全のための新たな技術の開発や、環境に配慮した製品設計の実施、製品の流通方式における工夫などにより、製造の段階はもとより、消費や廃棄の段階における環境負荷の低減にも寄与しうる立場。

こうした中で、事業活動における環境配慮の取組を進める上で有効な手法として、環境マネジメントシステムの構築、製品の環境配慮、環境会計の実施、環境報告書の公表、環境ラベル等に取り組む企業が着実に増加。このような環境配慮への取組を一層促進するための方策について検討を行うため、平成 15 年 9 月 24 日に中央環境審議会総合政策部会に「環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」を設置。

2. 環境に配慮した事業活動の現状

(1) 社会や市場からの要請の高まり

今日の環境問題に的確に対応し、環境と経済の好循環が実現した持続可能な社会を構築していくためには、全ての主体による自主的積極的な取組が重要であり、事業者については、単に環境規制を遵守するための対策を講じるだけではなく、自らの創意工夫により、環境負荷の削減に取り組む重要性が増大。例えば、本年6月にとりまとめられた「環境と経済活動に関する懇談会」報告書においても、事業者の自主的積極的な環境配慮の取組の重要性が謳われているところ。

こうした中で、「企業の社会的責任」(CSR: Corporate Social Responsibility)の考え方の広まりに見られるように、企業を評価する視点は、「経済性」のみならず、「環境」や「社会性」も含めた総合的な取組を求める方向へと確実に変化。実際に、我が国の内外で、資本市場、消費者市場、サプライチェーン市場のそれぞれの局面において、事業者の環境配慮の取組に対する要求が高まるという市場のグリーン化が、様々な形で進行。

このような社会や市場における環境配慮の要求に対応する形で、欧米では環境面を含めたCSRの観点から企業を評価する動きが拡大しており、民間の評価機関も数多く存在。日本でも企業の情報提供の動きやアンケート調査などを基にしたランキングが登場するなど、環境面からの外部評価の動きが徐々に拡大。

(2) 事業者の取組の進展

社会や市場からの要求の高まりに対応して事業者の意識も変化しており、事業者の環境に関する考え方は、「社会貢献の一つ」から、「企業の業績を左右する重要な要素」、さらには、「企業戦略の中核的要素の一つ」へと変化。また、企業の社会的責任という、より幅広い観点から、その中の一つとして環境配慮の取組を自主的積極的に進めている事業者も増加。

我が国企業の取組の状況をみると、ISO14001 認証事業所の増加、環境会計の取組の進展、環境報告書の作成・公表企業の増大、製品に係るライフサイクルアセスメントの実施などを通じて、自主的積極的に環境配慮を事業活動に組み込む企業が増加。例えば、日本の ISO14001 の審査登録件数は、2003 年 10 月末現在で 13,216 件（世界全体の約 2 割）にのぼっており、我が国の登録件数が世界の国々の中で最多。

ただし、ISO14001 は企業内部の環境マネジメントシステムに関する規格であるため、環境パフォーマンス評価は直接の目的ではなく、また、企業外部の利害関係者に対する情報開示を要件とするものではない。このため、ISO14001 の取組と平行して、事業者が自らの環境配慮の取組方針や取組状況等についてとりまとめて公表する環境報告書の策定・公表に取り組む企業数も拡大しており、平成 14 年度で約 650 社。さらに、環境報告書の信頼性・比較可能性の向上の観点から、第三者審査を受けている事業者の数は約 130 社。このように、環境報告書は、市場、消費者、投資家と企業とを結ぶ重要なツール。

一方、欧米諸国においても、環境マネジメントシステムの構築や環境報告書の作成・公表を通じた環境配慮の取組が進展しており、さらに、こうした取組を進めるため、様々な制度的枠組みの整備（EU の E M A S 制度、環境報告書の策定・公表の義務づけ等）も進展。また、国際標準化機構（I S O）やグローバル・リポーティング・イニシアティブ（G R I）等の国際的な民間団体等により、環境マネジメントシステム、環境会計、環境報告書などの普及促進に向けた様々な議論や取組が進行。

3. 今後の課題

(1) 自主的積極的な環境配慮の取組の一層の推進と裾野の拡大

我が国としては、これまでも、各種のガイドラインの作成等を通じて、環境配慮の基礎となる環境マネジメントシステム、環境会計、環境報告書等に取り組む事業者の支援に努めてきたところ。しかし、環境配慮の取組は一部の意識の高い事業者の取組にとどまっている憾みがあり、今後、さらに幅広い事業者を対象として、環境に配慮した事業活動の取組を一層広げていくためには、これまでの施策の延長線上の取組では不十分。

今後、事業者の環境配慮の取組の裾野を広げていくためには、事業者の自主的積極的な取組が社会や市場の中に明らかにされ、適切に評価されることがまずもって重要。しかしながら、現状においては自主的積極的な環境配慮への取組が社会や市場での高い評価につながらず、事業者を環境配慮の取組に向かわせるインセンティブが市場には不在。一方、事業者の環境配慮の取組についての情報が不足しているため、市場や社会においても適切な評価を行うことは難しい状況。

こうした悪循環を断ち切るためには、市場、社会とのコミュニケーションツールとして重要な意味を担う環境報告書について、その普及促進と信頼性の向上を図ることが重要。このため、政府としては、これまでもガイドラインの作成や表彰制度によって、環境報告書の普及促進を図ってきたところ。しかし、環境報告書の策定・公表企業はいまだ一部の企業にとどまっており、今後さらなる普及促進を進めるためには一層の取組が必要。

一方で、社会や市場の側においては、環境配慮への積極的な取組を高く評価する素地がまだ十分に整っていない状況。欧米諸国と比べると、我が国においては製品市場のグリーン化は進んでいるが、特に金融市場や資本市場のグリーン化が遅れている傾向。

また、中小企業にとっては、ISO14001等の環境マネジメントシステム、環境会計、環境報告書など専門分化した個別の環境配慮ツールの活用は、人的、費用負担面等で負担が大きく、その取組は必ずしも容易ではない。さらに、そうした取組が必ずしも社会や市場における評価に結びつく仕組みがない。

なお、環境に配慮した事業活動を進めていく上で、既存の制度がむしろ制約要因となっている場合がないかどうかについても、検討が必要。

(2) 国際的な動きへの対応について

諸外国の取組に目を向けた場合、ここ数年の環境に配慮した事業活動への取組の潮流において、欧米における取組は実践的、戦略的、体系的に整理された形で進展。一方、我が国の対応は、EUのRoHS規制への日本企業の対応に見られるように、比較的受け身であり、イニシアティブが不足していたために不利益を被る例もあった。今後はこうした不利益を避けるためにも、国際社会に対する日本からの発信の在り方を考えていくことが必要。

その際には、日本において発展してきた様々な取組が世界市場においても正当に評価されるような取組が必要。例えば、環境報告書について見ると、GRIは環境配慮についての要求事項が少ないが、日本の環境報告書ガイドラインは環境面の記載が充実しており、こうした我が国の先進的取組は積極的に打ち出していくことが可能。

4. 今後の対応の方向

(1) 環境配慮の取組促進に向けた基本的な考え方

地球温暖化、廃棄物・リサイクル問題、有害化学物質の問題等の今日の環境問題に的確に対処し、環境への負荷の少ない持続可能な社会経済システムを構築していくためには、経済活動の大きな部分を占める事業者の役割が極めて重要。

このような今日の環境問題への対応に当たっては、事業活動における環境配慮の取組は、自らの活動の態様を最もよく知り得る立場にある事業者自身が、自主的積極的に最も効率的効果的な方法で行うことが基本。

行政は、こうした観点に立って民間の活力を積極的に活用し、企業の創意工夫による自主的積極的な取組を最大限促進するような枠組みの整備を進めるべき。

今までの環境行政は、規制的手法による対応が中心であり、こうした自主的積極的な取組を促進するという枠組みの制度はあまり検討されてこなかった。しかしながら、今日の環境問題に適切に対処していくためには、時代の要請に即した新たな施策の展開が必要。環境行政の発想について、歴史を画するような新たな知恵が求められているとも言える。また、その際には、縦割り行政の弊害をなくし、関係府省一体となって取組が進んでいくように配慮することも重要。

(2) 自主的積極的な環境配慮の取組を広げていくための条件整備

事業者の自主的積極的な環境配慮の取組を一部の意識の高い事業者以外に広げていくためには、環境配慮の取組が、資本市場、消費者市場、サプライチェーン市場、労働市場の中で適切に評価されるような条件整備を図ることが重要。こうした観点から、環境配慮の取組状況を開示する有力な手法である環境報告書の信頼性・比較容易性の向上を図るとともに、環境報告書の取組の裾野の拡大を推進するための制度的枠組みが必要。

一方で、社会や市場の側においては、環境配慮への積極的な取組を高く評価する素地がまだ十分に整っていない。したがって、取引先、投資家、消費者等の利害関係者が、事業者の自主的積極的な環境配慮の取組を高く評価し、その評価に応じた行動をとることが促進されるよう、国としては資本市場、消費者市場及びサプライチェーン市場のグリーン化を推し進めるための取組が必要。

また、今日の環境問題の解決のためには、大企業のみならず、事業者の多数を占める中小企業の自主的積極的な環境配慮の取組を広げていくことが重要であり、中小企業が取り組みやすい簡易な環境配慮のツールの整備とその普及促進が必要。

例えば、中小企業においても容易に取り組むことができるように、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した「環境活動評価プログラム」(エコアクション21)の普及促進や、地方公共団体や民間団体による中小企業向けの独自の取組との連携強化が必要。

また、環境に配慮した事業活動の促進の妨げとなっている既存の各種制度がないかどうかについても、適宜見直しを行っていくための方策を検討していくべき。

(3) 環境配慮の国際的な取組の推進

我が国として世界に冠たる環境立国を構築していくためには、単なる欧米追随ではなく、他国に先んじて総合的、戦略的に取組を進め、各国の取組を先導していくことが重要。

例えば、環境に配慮した事業活動の促進という地球規模の課題に対しては、各国・各地域が個別に対応するのではなく、国際的な整合性の確保に留意することが重要。現在、環境会計、環境報告書などの様々な分野で取組の標準化の試みが行われているが、我が国としては、こうしたグローバルな仕組みを構築していくために積極的な役割を果たしていくべき。

また、我が国では、ISO14001、環境会計、環境報告書などの環境配慮ツールについて、様々な先進的な取組が進展。したがって、グローバル・スタンダードの構築に当たっては、欧州等の取組に単に追随するのではなく、このような我が国での先進的な環境配慮への取組が国際的にも正当に評価されるように、積極的に発言していくべき。